

ロシア連邦憲法（草案）

（前文）

我々、多民族からなるロシア連邦の人民は、
この地における歴史的運命と生活によって結合し、
我々に善意と公正という明るい確信を保持し、伝えた、祖先たちの労働、闘争、災いおよび苦悩を記憶し、
現在および将来の我が祖国の同胞に対する高い責任から、
我が国における自由、人権および尊厳ある生活を承認し、市民的平和および民族間の和解を保障し、社会を再建し、ロシア連邦の揺るぎのない民主的国家を作り上げる決意を持つて、
この憲法を制定し、これを我が社会および我が国家の基本法と宣言する。

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

（第1条～第12条）

第1条 国家主権

ロシア連邦は、歴史的にここに統一した人民の、主権を持った民主的で社会的な法治国家である。ロシア連邦は、共和国である。それは、自国の領域および国の富に対して最高の権利を保持し、独立して、内外政策を定め、これを実行し、その領域において最高性を有する憲法および法律を制定する。

第2条 人民権力

- (1) ロシア連邦の主権の担い手および唯一の国家権力の源泉は、その多民族からなる人民である。人民は、憲法を制定する排他的権利を有する。
- (2) 人民は、この憲法の定める形態および範囲において、直接に、および設置された国家権力機関のシステムを通して、この権力を行使する。
- (3) 人民のいかなる部分も、またいかなる団体および個々人も、国家における権力を横奪することはできない。権力の篡奪は、最も重大な犯罪である。
- (4) 代表制機関（ソビエト、その他の権力および自治機関）の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、候補者の自由な推薦および秘密投票により、これを実施する。あらゆる国家機関および公務員の任期、並びに国家機関の形成手続は、憲法および法律がこれを定める。

第3条 最高の価値としての人間およびその権利

- (1) ロシア連邦における最高の価値は、人間、その生命、良心、尊厳および自由、人身の不可侵およびその他の奪われることのない権利である。
- (2) ロシア連邦における人権は、一般に承認された国際法の原則および諸規定、この憲法の諸条項にしたがってこれを保障する。
- (3) 各市民は、法律の枠内で「法律によって禁止されないすべてのことが許される」とい

う原則にしたがい、独立してその権利を行使する。

第4条 政治的複数主義

- (1) ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的多様性、複数政党制に基づいてこれを実現する。
- (2) いかなるイデオロギーも、公式（公認）の国家イデオロギーとしてこれを定めることはできない。

第5条 法および憲法の最高性

- (1) 国家、そのすべての機関および公務員、法および憲法体制に関わる市民は、憲法および法律に厳格にしたがって行動するものとする。
- (2) ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。憲法の諸規定は、直接的効力を有し、裁判に置いてこれを適用する。憲法に抵触する法律およびその他の法的アクトは、法律上の効力を有せず、裁判において適用されない。
- (3) 法律およびその他の法的アクトは、経済的に裏づけられ、社会的に公正なものでなければならず、所定の手続に置いてこれを適用する。誰もが見られるように公式に公表されない規範的アクトは、市民を義務づけず、裁判によって適用されない。
- (4) ロシア連邦が参加する条約は、連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の条約に、その法令と食い違うその他の規則が含まれる場合は、国際条約の規則が効力を有する。ロシア連邦の国際条約および共和国間条約は、連邦の管轄に属する者のために権利および義務を創設することができる。

第6条 権力の分立

- (1) 国家権力のシステムは、立法権、執行権および裁判権への権力分立の原則、ならびに連邦全体とその共和国および地方自治の間の権限区分の原則に基づくものとする。
- (2) 権力分立の原則にしたがい、国家諸機関は、その権限の枠内で、相互に関係を取り結び、互いに均衡を保って、独立に作用する。

第7条 市場経済

- (1) ロシア連邦の経済の基礎は、社会的市場経済であり、その下で、市民、そのグループおよび集団、国家の経済活動の自由、所有形態の多様性およびその法的保護の平等の条件、社会的有用性への志向および誠実な競争が保証され、人の社会的権利が保障される。
- (2) 所有および相続の権利、財産関係の安定性は、国家がこれを保証する。国家は、経済の規制に参加する。
- (3) 経済的関係は、市民と国家、消費者と生産者、労働者と雇用者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第8条 社会国家

- (1) 国家は、社会的民主主義および公正の原則に基づいてその活動を行う。ロシア連邦の各市民には、機会の平等が、国家的社会サービスのシステムの発展を通して保障される。
- (2) ロシア連邦は、人びとの労働および健康を保護し、家族および子どもについて配慮し、障がい者および高齢者の生活の必要な条件を整備する。
- (3) 国家は、年金および手当の必要額を定めることを含め、しかるべき収入を独立して受け取る機会を与えられない市民に対して、最低生活水準を下回らない生活条件を保障する。
- (4) 特定の社会グループへの帰属、居住地、財産状態、その他の事情の如何に関わらず、

すべての市民にとって平等の就学および就労の最初の条件を保障することは、社会領域における国家の義務である。国家は、人道的な人口政策を行い、社会の社会・経済的および文化的発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全および合理的な自然利用を保障する。

(5) 勤労者の社会的保護は、国家、労働組合、その他の社会団体がこれを行う。労働集団の権利は、これを保証する。

第9条 連邦構造

(1) ロシア連邦には、連邦原則に基づき、連邦構成主体の同一の憲法・法的地位を有する国家的形成、すなわち共和国（州ゼムリャー）、ならびに連邦管轄地域が統合する。これらは、人民自決、社会・経済的、政治・法的および民族・文化的発展の道および方法の自由な選択に基づいてロシア連邦に加入する。

(2) 共和国、州（ゼムリャー）は、自らその内的生活の諸問題を解決し、この憲法が連邦全体の管轄に属するとした権限を除き、立法権、執行権、裁判権を行使する。

(3) ロシア連邦においては、すべての民族の権利が尊重され、保証される。ロシア連邦は、すべての民族およびナロードノスチに対し、その選択した国制または自治の形態の直接的支持を含め、その権利の実現を支援する。

第10条 同盟（共同体）におけるロシア連邦

(1) ロシア連邦は、条約に基づき、他の主権共和国（国家）と同盟に統合することができる。この場合、ロシア連邦は、その実施に参加する権利を保留しつつ、その権利の一部を共通の事項の遂行のために同盟に移譲する。

(2) 共和国同盟の諸機関は、ロシア連邦の領域においては、その委任された権限の範囲内でのみその権限を行使する。

(3) ロシア連邦は、共和国同盟（共同体）の構成から自由に脱退する権利を留保する。

(4) ロシア連邦は、ソ連のすべての人民の不可分の権利を尊重し、歴史的にソ連を形成してきた共和国との伝統的結びつきの特別の意義を承認する。

これらの共和国とロシア連邦の条約には、この憲法の第5条4項の規定が適用される。

第11条 世界共同体におけるロシア連邦

(1) ロシア連邦は、国際法の一般に承認された原則および諸規範にしたがい、普遍的で公正な世界、互恵の国際協力、グローバルな問題の解決に向けて努力する。

(2) ロシア連邦は、直接に、または権限を与えられた共和国同盟の機関を通して、その対外政策を実行し、国際共同体の生活に参加する。

(3) ロシア連邦は、国際舞台におけるその代表権行使し、外国国家との外交、領事、対外経済およびその他の関係を樹立し、国連憲章にしたがい、国際機関、国家間形成、集団的安全保障システムに参加する。

第12条 憲法体制の原則の安定性

この編に定めるロシア連邦の憲法体制の原則は、全ロシア的な人民投票（レフェレンダム）によってのみ、これを改正することができる。

第2編 人および市民の権利、自由および義務

第1章 総則

（第13条～第17条）

第 1 3 条

人の権利および自由は、生まれながらにしてその者に属する。

第 1 4 条

(1) 市民の権利、自由および義務は、もっぱら憲法および法律によってこれを定め、または変更する。何人も、この憲法が定める場合の他は、人および市民の権利および自由を全部または部分的にこれを奪うことはできず、その権利および自由を制限することはできない。

(2) 市民の権利および自由を軽んじ、または制限する法律は、法律上の効力を有しない。

(3) 憲法および法律への一定の権利および自由の列挙は、その他の人の権利および自由を軽視するためにこれを利用することはできない。

第 1 5 条

(1) ロシア連邦市民は、その領域において、その人種、民族、言語、肌の色、性、社会的、財産上および職務上の地位、社会的出自、居住地、宗教への態度、信条、政党帰属または無党派、ならびにその他の事情の別なく、人および市民の権利および自由の同権を保証される。

(2) 前項に定める指標により、権利の直接的または間接的な制限、ならびに特典または優先権の付与は、これを認めない。

(3) 女性と男性は、平等の権利および自由を享受する。

(4) 法律によって、本条 1 項に定める理由による市民の同権の違反の禁止および追及をするための措置を講ずる。

第 1 6 条

権利および自由の実現（行使）は、他人の法的利益、権利および自由を侵害してはならず、現存する憲法体制の暴力的変更、宗教的、社会的、階級的、民族的憎悪の扇動、戦争および暴力の宣伝を意図するものであってはならない。

第 1 7 条

(1) ロシア連邦市民ではないが、合法的にその領域にいる者は、ロシア連邦の憲法、法律、条約および共和国間条約に定めるすべての権利および自由を享受し、すべての義務を負う。ただし、ロシア連邦の法律、条約、共和国間条約が例外を定める場合はこの限りでない。

(2) 外国市民および無国籍者は、ロシア連邦において避難権を享有する。

第 2 章 国籍

(第 1 8 条～第 2 1 条)

第 1 8 条

(1) ロシア連邦においては、各人に對し、国籍およびその変更の権利が認められる。

(2) ロシア連邦国籍の取得および停止の根拠および手続は、法律がこれを定める。

(3) ロシア連邦市民は、国籍を剥奪されず、国外に追放されることはない。

(4) 国籍変更の権利の制限は、法律によってのみこれを定めることができる。

第 1 9 条

ロシア連邦市民は、国外において保護および庇護を保証される。

第 2 0 条

(1) ロシア連邦国籍は、それが、ロシア連邦が共和国同盟に加入する主権共和国または他

の国家と締結した条約に基づく義務に適合する場合、人が他の国家の国籍を有することを排除しない。ロシア連邦は、片務的手続により、市民が他の国籍を取得し、またはそれを保持することを認めることができる。

(2) ロシア連邦市民に他の国籍が存在することをもって、ロシア連邦国籍の身分に発するその義務を免除することはない。

第 2 1 条

(1) ロシア連邦に加わる共和国は、独自の国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦市民である。

(2) ロシア連邦に加わる共和国は、ロシア連邦市民としての身分に発する権利および自由を制限し、または義務を拡大することはできない。

第 3 章 市民的権利および自由

(第 2 2 条～第 2 9 条)

第 2 2 条

(1) 各人は、生命に対する権利を有する。何人も恣意的に生命を奪われることはない。

(2) 死刑は、加重事由のある故意の殺人に対する刑罰の例外的措置として、陪審裁判の判決によってのみこれを宣告することができる（バリアント；「最も重い犯罪」；「ならびに加重事由を持って遂行された年少者（児童）の強姦に対する」）。死刑判決を受けた各人は、特赦または減刑を訴える権利を有する。大赦、特赦または死刑判決の変更は、すべての場合に、これを行うことができる。

(3) ロシア連邦は、死刑の全廃に向けて、社会において必要な条件を整備するための措置を講ずるよう努力する。

第 2 3 条

(1) 各人は、人格（人身）の自由および不可侵の権利を有する。拘留および拘禁は、もっぱら、裁判的決定に基づき、法律の定める期間の範囲でのみこれを認める。

(2) 何人も、拷問または過酷で人間的尊厳を傷つける扱いおよび刑罰を課せられることはない。何人も、その自由な同意なしに、医学的または学術的な実験の対象とされることはない。

第 2 4 条

各人は、国家、社会、個人の側からその個人および家族の生活への恣意的な介入、ならびにその郵便、電話による会話、電信およびその他の通信の秘密と彼らの名誉および名声に対する侵害から防衛する権利を有する。本人の同意のない個人的性格を有する情報の収集、保管、利用および流布は、直接に法律が定める場合にその手続にしたがってのみ、これを許される。

第 2 5 条

(1) 住居は不可侵である。何人も、直接に法律が定める場合のほか、居住者の意思に反して、住居に侵入し、捜索および検査を行い、またはその他の方法で住居の不可侵を侵害する権利を有しない。

(2) 捜索は、裁判所の決定に基づいてのみ例外的にこれを許される。

第 2 6 条

(1) 各人は、連邦の範囲内において、自由な移動および居住選択を享受する。

- (2) ロシア連邦市民は、ロシア連邦を離れ、および帰国する権利を有する。
- (3) 特定の地域に関する移動の自由の制限は、法律によってのみこれを定めることができ、特定の個人の移動の自由の制限は、裁判所の判決のみがこれを定めることができる。

第 2 7 条

- (1) 各人は、言論、意見、信条、それらの妨害されることのない表明の自由に対する権利を有する。
- (2) 各人は、自らの選択による任意の方法で情報を探し、入手し、普及する権利を有する。
- (3) これらの権利の制限は、個人とその家族の秘密、職業上、商業上および国家的の秘密、良心の自由および社会道徳の維持を理由とする場合にのみ、法律によってのみこれを定めることができる。国家秘密を構成する情報のリストは、遗漏のない形で法律でこれを定め、拡大解釈を認めない。
- (4) 何人も、自己の意見および信条の表明を強制されない。
- (5) 国家は、市民が公的な情報を受け取る権利を保証する。この公的な情報に対する市民のアクセスの手続は、法律によってこれを定める。
- (6) 情報資料および情報伝達手段の差押えおよび収集は、法律に基づき、裁判所の決定によってのみこれを認める。

第 2 8 条

良心、信仰および宗教活動の自由は、人の奪われることのない権利である。各人は、任意の宗教を自由に信仰し、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的信念を選択し、持ち、広め、法律を遵守する条件の下でその宗教的信念にしたがって行動することができる。

第 2 9 条

- (1) 各人には、そのエスニックな自己意識に基づいて民族的帰属を決定し、民族の伝統的な呼称を使用して民族的帰属を表明する権利である民族的自己決定の自由が保証される。
- (2) 何人も、その民族的帰属の決定およびその表示を強制されることはない。

第 4 章 政治的権利および自由

(第 30 条～第 35 条)

第 30 条

- (1) ロシア連邦市民は、直接に、またはその自由に選挙した代表を通じて、社会および国家の事柄の管理に参加する権利を有する。この参加は、自治の発展、地方および全ロシアのレフェレンдумの実施、人民発議（イニシアティヴ）、国家権力機関の民主的形成およびその他の方法によってこれを保障する。
- (2) ロシア連邦市民は、その法律上の利益を実現に際し、イニシアティヴを發揮し、または自主活動を行う権利を有する。

第 31 条

- (1) ロシア連邦市民は、選挙制の国家機関および選挙制の国家的職務において、その選挙権および被選挙権を有する。市民によって選挙される代表制機関および公務員（役職者）の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを行う。
- (2) 選挙に参加できるのは、18歳に達したロシア連邦市民である。裁判所が行為無能力とみとめた市民および裁判所の判決の執行により自由剥奪の刑に服している市民は、選挙において選ばれることはできず、選挙に参加することができない。選挙の日に、裁判所の

決定により保安処分として拘留されている市民は、投票に参加できない。

(3) ロシア連邦の法律、ロシア連邦を構成する共和国およびゼムリヤーの憲法は、当該領域に永住する同盟（共同体）を構成する他の共和国の市民、外国の市民および無国籍者の地方自治機関の選挙への参加を認めることができる。

(4) 各選挙人は、選挙に際して1票を行使する。代表制機関またはその院において、各代議員は、概ね平等な選挙人の数にしたがって選ばれなければならない。

(5) 国外にいるロシア連邦市民は、大統領、副大統領および議会（最高会議）代議員の選挙に参加することができる。ロシア連邦を構成する共和国およびゼムリヤーは、その国家機関の選挙におけるその共和国およびゼムリヤーの域外にいる市民の選挙への参加問題を自主的に解決する。

第32条

平和的な集会、大衆集会、ピケット、街頭行進およびデモンストレーションは、権力（当局）への事前の届け出を条件に、これを保障される。これらの行為の禁止は、法律の定める場合にのみこれを認められる。

第33条

ロシア連邦市民は、当局への届け出を条件に、憲法および法律の枠内で、政党、社会団体および大衆運動の設立を含め、結社の自由を保証される。

第34条

(1) ロシア連邦市民は、国家機関および社会団体に対し、個人としておよび集団的に訴える（請願する、アピールする）権利を有する。

(2) 国家機関、公務員は、所定の期間内に、この訴えを検討し、決定を採択し、理由を付した回答を行わなければならない。

第35条

ロシア連邦市民は、国家勤務員の職に従事する平等の機会を有する。国家勤務員の職の候補者に提示される要件は、職務の性格によってのみこれを定める。政党、社会団体、大衆運動のメンバーであるかどうかのデータを公式文書に記載することを求めることは、これを認めない。

第5章 経済的、社会的、文化的権利および自由 (第36条～第44条)

第36条

(1) 各人は、個人的に、および他の者と共同して、その所有権の帰属する財産を、自らの判断で保有し、使用し、处分する権利を有する。譲りわたすことのできないこの所有者となる権利は、個人の利益および自由の実現の保証である。

(2) この権利の行使は、市民の基本的権利および自由、社会的富、環境に損害をもたらすものであってはならない。これらの権利の制限は、もっぱら社会的利益のために法律によってこれを定めることができる。

第37条

(1) 各人は、能力および専門的素養（職業養成）にしたがって、自己の労働能力の自由な処分、労働契約の自由、職業、職種および職場（労働の場所）の選択を含む、労働の権利を有する。

- (2) ロシア連邦市民は、失業からの社会的保護を受ける権利を有する。国家は、住民の就業保障に関する措置を講じ、社会的需要を考慮した労働者の職業教育および訓練、転職のプログラムを実施する。
- (3) ロシア連邦は、各人に對し、安全および衛生上の要請に応えた適性かつ快適な労働条件、いかなる差別もなく、法律の定める最低保障を下回らない、同一価値労働に対する公正かつ平等な労働報酬、ならびにもっぱら労働の結果、能力および資格、勤続期間にのみ基づいた平等な仕事上の昇進（移動）機会についての権利を保証する。

第38条

- (1) 労働は自由である。強制労働は、これを禁止する。
- (2) 軍勤務員による特別の軍事目的のための労働（作業）の義務的行使は、これを認める。
- (3) 受刑者を労働に従事させる場合は、法律の定める条件で国家組織においてのみ、これを認める。
- (4) 戒厳令または非常事態の場合にあっては、法律にしたがい、市民に対し、臨時の（一時的な）労働義務を課すことが認められる。

第39条

- (1) 各労働者は、休息の権利を有する。
- (2) この権利は、雇用労働者のために、一週40時間以内の労働時間、週休、祝日、24日以上の有給年次休暇、一連の職業および生産のための短縮労働日、並びに法律に定められたその他の保証を定めることによってこれを保障される。

第40条

- (1) 各人は、健康保護に関する権利、無料の質の高い医療を受ける権利を有する。この権利の實現の手續は、法律によってこれを定める。
- (2) 有料の医療行為は、これを認める。
- (3) 国家は、すべての保健システムの発展および医療サービスの質の向上を目指す諸措置を講ずる。

第41条

各人は、老齢、生涯または一時的な労働能力の喪失、稼ぎ手の喪失の場合に社会保障を受ける権利を有する。年金、手当およびその他の種類の物的支援は、最低生活水準を下回らない生活レベルを保障するものでなければならない。この権利の實現のための手續および条件は、法律によってこれを定める。

第42条

- (1) 各人は、自ら所有し、または国家住宅フォンドの建物の利用を供される形で、住宅に対する権利を有する。
- (2) ロシア連邦は、収入が低い者かまたは財産を持たない市民に国家フォンドから継続して社会的に廉価な家賃で利用できる住居を保証し、その居住条件の改善を促す。
- (3) 国家は、住宅建設を奨励し、この権利の實現をするための物的および法的な条件を保障する。

第43条

- (1) 各人は、国立の教育施設（学校）システムで無償の普通中等教育および専門教育を保証される。初等（基礎）教育は、義務である。

- (2) 教育の自由はこれを認める。有償の教育、および事後的な国家的な資格認定を伴う自主学習（独学）を認めるものとする。
- (3) 国家は、無償の高等教育の発展を含む国民教育システムを支え、各人の能力に基づいて様々な携帯で万人にとって一様の入学機会を保障するように努める。

第44条

- (1) 各人は、芸術、学術および技術上の創造の自由を保証される。学術および技術上の創造、芸術、文学および文化的活動の分野における市民の著作権および法的利益、創造、研究および教育の自由、知的財産権は、法律によってこれを保護する。
- (2) ロシア連邦は、各人が文化的生活に参加し、文化のせいか、学術的進歩およびその実践的適用の成果（結果）の誰もが利用できる権利を認める。

第6章 権利および自由の保証

（第45条～第54条）

第45条

- (1) ロシア連邦は、すべての憲法上の権利および自由の裁判上の保護を保証する。市民の権利を侵害する国家機関および社会団体、公務員のあらゆる決定および行為は、これを裁判所に訴えることができる。
- (2) 各人は、国家機関およびその職員の職務上の義務を遂行する際の違法な決定または行為に起因する財産上、人格上（個人的）および精神的な損害に対し、国家による完全な補償を受ける権利を有する。

第46条

- (1) 万人は、法律および裁判の前に平等である。
- (2) 何人も、法律の定める事由により、および権限のある独立した公正な（偏見のない）裁判所の判決によることなく、犯罪遂行において有罪とされ、刑事罰を課されることはない。
- (3) 各被疑者・被告人は、その有罪が法律の定める手続により証明されず、裁判所の判決が確定していない間は、無罪と推定される。被疑者・被告人は、事故の無罪を証明する義務を負わない。
- (4) 各受刑者（有罪判決を受けた者）は、法律の定める手続により再審を受ける権利を有する。
- (5) 何人も、同一の違法行為につき、その責任を重ねて問われることはない。
- (6) 違法な手段で入手した証拠は、法律上の効力を有しない。
- (7) 本条に定める原則は、当然のことながら、行政実務においてもこれを適用する。

第47条

- (1) 各人には、専門的な法律援助を利用する権利が保証される。法律に定めがある場合、この法律援助は無償で適用される。
- (2) 各逮捕者および拘留された者は、逮捕または拘留の時から弁護士（防御人）の援助を利用する（依頼する）権利を有する。

第48条

市民および団体に対する資格のある（専門的な）法律援助を提供するために、法律専門家の独立した社会団体である弁護士会が活動する。

第 4 9 条

(1) 何人も、法律の定める範囲において、自己、その配偶者および近親者の利益に反して証言する義務を負わない。

(2) 宗教団体の精神的指導者は、自らを信頼する信者の利益に反して証言する義務を負わない。

第 5 0 条

犯罪遂行の各被疑者・被告人は、その事件を陪審員の参加する裁判（陪審裁判）による審理を求める権利を有する。

第 5 1 条

(1) 法律上の責任を新たに定め、または強化した法律は、遡及効を有しない。何人も、その遂行時において違法とされていなかった行為につきその責任を追及されることはない。違法行為の遂行の後にその行為に対する責任がなくなるか、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

(2) 何人も、所定の手続により公表されていない法律に基づいて裁かれ、または刑を受けることはない。

第 5 2 条

国家機関、社会団体および公務員は、各人に対して、その権利および法律上の利益に直接関わる文書、決定およびその他の資料を知る機会を保障しなければならない。

第 5 3 条

(1) 人および市民の権利および自由の遵守、その実現の諸条件に対する監督は、人権問題議会全権がこれを行う。

(2) 人権問題議会全権は、ロシア連邦議会（最高会議）が任命し、議会に対する報告義務を負い、かつ代議員と同様に不逮捕特権（不可侵）を有する。その任命の手続、権限およびその行使の手続、ならびに活動に対する責任は、法律によってこれを定める。

第 5 4 条

権利および自由の一時的な制限は、戒厳令および非常事態の場合に、憲法および法律の定める手続きによりその範囲内でのみこれを認める。

第 7 章 義務

(第 5 5 条～第 6 0 条)

第 5 5 条

(1) 各人は、ロシア連邦においては、ロシア連邦の憲法および法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉および尊厳を尊重しなければならない。

(2) 法律を知らないこと（不知）は、その不履行に対する責任を免れない。

第 5 6 条

(1) 各人は、自然を大切にし、その豊かさを保護し、環境を改善する義務を負う。

(2) 定められた自然保護規範の違反は、法律にしたがって追及される。自然利用の領域で違法行為により市民、その健康または財産に与えられた損害は、賠償しなければならない。

第 5 7 条

(1) 各人は、文化遺産を大切にしなければならない。

(2) 特別に保護される文化遺産のリストは、法律および地方自治機関の決定によりこれを

定める。

第 5 8 条

各人は、法律または法律に基づき権限を与えられた地方自治機関の決定の定める手続によりその額（規模）の国税および地方税を納めなければならない。

第 5 9 条

- (1) ロシア連邦市民は、外国からの侵略に対しその防衛に参加しなければならない。
- (2) ロシア連邦市民は、兵役に服さなければならぬ。兵役に服することが市民の宗教上の信念に反する場合には、市民は、別の市民的義務（非軍事的義務）の履行を持ってこれに替えることができる。
- (3) ロシア連邦市民が兵役または代替的な市民的義務に服する手続は、法律によってこれを定める。
- (4) 国防、社会秩序および社会的安全の保護に参加する市民、ならびにその家族には、憲法および法律のさだめるすべての社会的保障が適用される。

第 6 0 条

ロシア連邦市民は、国家のシンボルを尊重しなければならない。

第 3 編 市民社会

第 8 章 市民社会の経済的基礎

(第 6 1 条～第 7 0 条)

第 6 1 条

- (1) 財産権は、財産権（所有権）は、個々の人、その連合体（賃借人、協同組合員の集団、労働集団、その他）、国家に帰属する。すべての所有権者は、法律上、同権であり、同一の法的保護を受ける。
- (2) ロシア連邦またはそれに加盟する共和国（ゼムリャー）は、法律によって、一定の種類の財産および経済活動に対する排他的権利を定めることができる。

第 6 2 条

- (1) 所有は不可侵である。
- (2) 市民およびその団体（連合）の財産の強制的な収用は、根拠があり、証明された形の社会的必要に基づき、法律の定めた条件、手続および範囲の下で、所有者に対して然るべき収入を保障する事前の公正な補償を伴う場合にのみこれを認める。

第 6 3 条

- (1) 土地は、国家的所有、自治体所有、人の個人的および集団的所有とすることができる。
- (2) 市民もまた、終身の相続による保有、または農民的経営および個人的副業経営、その他の経済活動のための利用における土地区画を所有することができる。
- (3) 以下の場合には、終身の相続により保有した土地の所有および土地区画の利用の権利はこれを行使できないものとする。
 - a. 農業用用地の不適切な利用および不使用
 - b. 土地の肥沃度および環境の状態に損害をもたらす土地の乱雑なまたは十分な知識を有しない利用
 - c. 土地の特定の人の手への過度の集中
- (4) 土地の所有および土地利用は、法律によってこれを規制する。

第 6 4 条

(1) 自然状態にある土地、地下資源、水資源、動植物界は、当該地域に居住する人民の財産である。天然資源の保有、使用および処分は、これらの人民の利益に損害をもたらすものであってはならない。

(2) すべての天然資源は、保護され、合理的に利用されなければならない。

(3) 土地の利用者は、土地に対して丁寧に接し、その肥沃度を向上させなければならない。

第 6 5 条

(1) 労働組合（連合）は、労働者の経済的利益の擁護、労働条件の保護および改善のために、これを組織し、自由に行動する。任意の労働組合に加入し、または加入しない労働者の権利、労働組合が国際的な同盟に団結および加盟する権利は、これを保障される。労働組合に対する国家および使用者の義務は、これを法律によって定める。

(2) 労働組合は、その構成員を代表し、双方の協約当事者（参加者）にとって義務的効力を有する労働協約を締結し、法律の定めるその他の活動を行う。

(3) いかなる労働組合（その連合）も、企業、企業連合、国民経済ぶもんの全ての労働者を代表する独占的権利を有することはできない。

第 6 6 条

(1) 国家は、契約の自由な締結およびそれに関連する紛争の裁判的審理に対する権利を保証する。

(2) 労働者と雇用者、労働集団と企業および団体の管理部の間の紛争解決の手続は、その所有形態の如何に問わらず、法律によってこれを規制する。

(3) 労働紛争の解決の他の手段が成果を得ない場合、ストライキの権利が認められる。

(4) ストライキが人びとの生活または健康に脅威をもたらす場合には、ストライキはこれを認めない。ストライキの権利の制限のその他の場合については、法律によってこれを定める。

第 6 7 条

(1) 企業活動の自由は、法律によってこれを保証する。

(2) 営業の権利は、私人、その団体、国有企业、地方自治機関の企業に対してこれを認める。法律の定める一定の形態を除き、政党の経営活動はこれを認めない。

(3) 企業活動の手続および形態、経営者（企業家）団体の設置および活動、経営者の国家および地方自治機関に対する責任は、法律によってこれを定める。

第 6 8 条

社会および国家は、消費者の利益を擁護する。国家は、消費者の権利を擁護する社会の活動を支持する。消費者は、法律の定める手続により、商品およびサービスの生産者、商業、宣伝およびその他の団体によって被った（与えられた）損害の賠償を求める権利を有する。

第 6 9 条

(1) 誠実な企業実践と両立せず、自由な競争の排除もしくは実際上の制限または根拠のない優遇をもたらすような企業活動は、法律によってこれを追及する。

(2) 消費者または企業家に損害を与える不誠実な競争、価格の不当な協定、虚偽または誤解を与える広告はこれを認めない。

(3) 競争の阻害、制限もしくは排除を目的とし、または結果としてそうした事態を招きうる独占的な活動は、これを禁止する。

第 7 0 条

ロシア連邦の領域においては、法律の定める条件の下で、外国の団体および市民の企業活動を認める。

第 9 章　社会団体

(第 7 1 条～第 7 5 条)

第 7 1 条

(1) 政党、大衆運動を含むその他の社会団体は、市民の権利、自由および法律上の利益を共同して実現（行使）するために、市民によってこれを自由に設立することができる。

(2) 政党、その他の社会団体は、社会の政治的意の形成および表現を助長し、選挙に参加し、国家の政策に対し、もっぱら民主的および合法的な方法によってその影響力を行使する。これらは、憲法の枠内で妨害されることなくその活動を行う。その活動の制限は、裁判所のみが法律に基づいてこれを課すことができる。

第 7 2 条

(1) 人種的、民族的、社会的、宗教的敵意および憎悪を宣伝し、暴力および憲法体制の暴力的破壊を訴える政党、その他の社会団体は、これを禁止する。政党、その他の社会団体の活動の禁止、その解散は、裁判所の決定に基づく場合にのみこれを認める。政党の活動の反憲法的性格は、憲法裁判所がこれを確定する。政治的目的を持つ武装団体の設立は、これを認めない。

(2) 政党组织の決定は、国家の機関および施設、企業、それらの職員に対して、彼らの職務の遂行に際して拘束力を持たせることはできない。軍およびその部隊、国家機関において、政党の組織を設立することはこれを認めない。国家的職務に従事する者の政党、その他の社会団体への帰属は、個人的事項である。

第 7 3 条

(1) 政党、その他の社会団体は、任意加入および自治の原則に基づいて活動する。

(2) 必要な場合に法律の定める範囲内で、一定の専門的な活動を行う民主的に組織された会議体（パラート）、同盟、参与会およびその他の団体（社団）を設立することができる。これらの団体は、それに与えられた一定の国家的権限を行使する。その構成員は、法律の定める財政上およびその他の義務を行使する。

第 7 4 条

(1) 政党、その他の社会団体は、その規約上の課題を遂行するために必要な財産および資金の所有権を保証される。これらは、法人の権利を享受する。

(2) 政党、その他の社会団体は、その財源について公的な報告を行わなければならない。

第 7 5 条

政党およびその他の社会団体の活動を違法に制限し、または一党制の構築もしくは特定の政党、その他の社会団体の優位性を確立しようとする国家機関のアクトおよび行為は、反憲法的行為である。

第 1 0 章　宗教および宗教団体

(第 7 6 条～第 7 8 条)

第 7 6 条

宗教および宗教団体は、国家から分離する。

第 7 7 条

すべての宗教、様々の宗教の信者およびその団体は、法律の下に平等である。これらと国家との関係の手続は、法律がこれを定める。国家は、いかなる宗教または無神論に対して特別扱いをしてはならない。

第 7 8 条

法律の定める手続により登録を行った宗教団体は、法人の権利を有する。この宗教団体は、その内部的事項を独立して管理し、自己に帰属する建物および施設、その他の財産および資金（フォンド）を自由に保有し、使用し、処分する。

第 1 1 章 学術、教育、養育、文化

(第 7 9 条～第 8 4 条)

第 7 9 条

- (1) 文化および学術、研究および教育は自由である。知的および精神的分野におけるプーラリズムは、これを保証する。
- (2) 社会および国家は、学術的および文化的創造、学術および文化の成果の普及、芸術、文学および人民的な創造の発展、市民の知的、精神的および道徳的水準の向上、市民の文化的生活への参加、学術的および文化的活動の成果の利用のための諸条件を整備する。
- (3) ロシア連邦は、立法および財政的手段により、知的および芸術的遺産の保全および保護、民族的（国民的）財産である文化財の増大を保障することを自らの義務とする。ロシア連邦の諸民族の文化の発展を促す組織および人の活動の諸条件は、法律によってこれを定める。
- (4) 社会および国家は、基礎的な学術研究の発展を保障する。

第 8 0 条

- (1) 教育（育児）は、他人の尊厳、権利および自由を尊重する、自由で、道徳的な文化的な人格としての人間の形成を目的とする。
- (2) 養育を行う施設（機関）および人は、さまざまな社会のエスニックな、もしくは社会的および宗教的グループ、世界のすべての国民の間での寛容さ、相互理解および協力の承認を可能にするようにしなければならない。
- (3) 養育は、自然環境および文化環境の保全に対する責任感を自覚させるものでなければならない。

第 8 1 条

- (1) ロシア連邦においては、市民の普通教育および職業教育（訓練）を保障する国家的な教育システムが存在し、整備される。
- (2) 養育および教育の国家的システムは、世俗的性格を有するものとする。

第 8 2 条

社会団体および私人は、教育および養育機関を設立し、それを運営する権利を有する。

第 8 3 条

- (1) 高等教育および中等教育の機関は、自治を有する。この自治の条件および範囲は、法律によってこれを定める。

(2) 文化および学術の機関は、独立した活動を行う権利を有する。この独立の実現の形態、手続および限界は、法律によってこれを定める。

第 8 4 条

社会および国家は、学術、文化、養育および教育の分野での国際的結びつきを拡大し、これを発展させるものとする。

第 1 2 章 家族

(第 8 5 条～第 9 0 条)

第 8 5 条

家族は、社会の基礎細胞である。家族、母子は、国家の保護を受ける。

第 8 6 条

男性および女性は、人種、肌の色、民族および宗教、社会的および財産上の地位（状態）の如何に関わらず、結婚し、家族をなす平等の権利を有する。婚姻は、両当事者の自由な合意、道徳的および法律的同権に基づくものである。結婚の形態、婚姻契約締結の機会および手続、結婚年齢および結婚のためのその他の条件、夫婦の権利および義務、婚姻解消の自由および手續、ならびに婚姻関係の中止の効果（事後処理）は、法律がこれを定める。

第 8 7 条

(1) すべての子どもは、親の出身および身分（市民的地位）の如何に関わらず、法律の前に平等である。

(2) 登録婚外で産まれた子供は、登録婚により産まれた子どもと同様の権利を享受する。

第 8 8 条

(1) 親は、婚姻による場合であれ、婚外の場合であれ、産まれた子どもが成人するまで、これを養わなければならない。

(2) 孤児および親の後見を失くした子どもの世話、教育および養育に関するあらゆる配慮は、国家および社会に課せられる。国家は、これらの子どもに対する慈善活動を奨励し、支援する。

第 8 9 条

親および後見人には、自らの信念にしたがって、法律に反しないかぎりで、子どもの養育および初等教育の形態および性格を選択する自由が認められる。

第 9 0 条

成人した子どもは、その親について配慮し、その援助を行わなければならない。この義務の遂行の条件および手続は、法律によってこれを定める。

第 1 3 章 マスメディア

(第 9 1 条～第 9 2 条)

第 9 1 条

(1) マスメディアは自由である。検閲は、これを禁止する。

(2) マスメディアは、憲法および法律に違反する場合、その責任を負う。

第 9 2 条

(1) 国家（国営）のマスメディアであれ、または非国家的なマスメディアであれ、その存在が承認され、一様に保証される。その設立の手続および法的地位は、法律によってこれ

を定める。

- (2) 政党、その他の社会団体、および宗教団体は、法律の定める規模と手続により、国営のラジオおよびテレビを利用する権利を有する。
- (3) 国家機関、政党、その他の社会団体、人びとのグループまたは特定の個人によるマスメディアの独占は、これを認めない。

第4編 連邦体制

第14章 ロシア連邦の構成と領土

(第93条～第98条)

第93条

ロシア連邦においては、連邦構成主体であり、同様の憲法・法的地位を有する国家的形成、すなわち共和国およびゼムリヤー、ならびに連邦直轄地域が、連邦原則により統合する。

第94条

ロシア連邦の構成に入る共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域は、自主的にその名称を選択することができる。共和国（ゼムリヤー）はその首都を、連邦直轄地域はその行政センターを定める。

第95条

ロシア連邦の領域は、共和国（ゼムリヤー）の領域および連邦直轄地域からなる。ロシア連邦の境界の変更は、全人民投票（レフェレンダム）によってなされる連邦の同意を必要とする。ロシア連邦の国境線の精緻化に関する条約は、一般的手続でこれを批准する。

第96条

この憲法を承認するすべての国家は、その国家とロシア連邦の間の条約にしたがい、ロシア連邦の構成に加わることができる。

第97条

- (1) ロシア連邦を構成する共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の境界は、この憲法および法律の定める手続によりこれを変更することができる。
- (2) 連邦構成主体の間の境界は、その住民の同意なしにこれを変更することはできない。共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の間の境界は、ロシア連邦と当該の共和国（ゼムリヤー）の間の条約によりこれを変更することができる。条約は、変更となるその帰属地域についてその是非を問う目的で実施される地方レフェレンダムの結果を考慮して、これを締結する。
- (3) 共和国（ゼムリヤー）または連邦直轄地域の一部の住民、ならびに自決権を行使する集中して（集約的に）居住する民族は、この憲法および連邦法律が定める手続により、新しい共和国または連邦直轄地域を形成することができる。
- (4) 連邦の法律によって定められた人数の選挙人または地方自治機関のイニシティヴにより、ロシア連邦議会（最高会議）は、利害関係のある共和国の議会との協議の後に、該当する地域において地方レフェレンダムを公示する。全領域において、その選挙人の多数がイニシティヴを支持した場合、法律によって新しい共和国（ゼムリヤー）または連邦直轄地域が形成される。
- (5) 共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の境界変更の手続は、法律によってこれを

定める。

第 9 8 条

- (1) 連邦直轄地域は、この憲法が定める機能を自主的に遂行することができる場合には、共和国（ゼムリヤー）の地位を有することができる。
- (2) 連邦直轄地域の代表制機関は、その定住住民の間でこの問題を問うレフェレンダムを実施する。共和国の地位の取得に賛成票が過半数を超えた場合、連邦直轄地域の代表制機関はロシア連邦議会（最高会議）にしかるべき提案を行い、ロシア連邦議会は現行憲法の改正のために定められた手続により決定を採択する。議会（最高会議）が連邦直轄地域を共和国（ゼムリヤー）に改組することを拒否した場合、この問題に関する再度のイニシアティイブは、この決定がなされてから 5 年以上経過した後にこれを認めるものとする。
- (3) 連邦直轄地域の共和国（ゼムリヤー）の地位の取得に関する法律は、新しい共和国（ゼムリヤー）の新憲法採択手続および国家機関の設立、ならびにロシア連邦の最高権力機関へのその代表の参加を想定したものとする。
- (4) 共和国（ゼムリヤー）は、連邦直轄地域にこれを改組することができ、レフェレンダムの実施後にロシア連邦のしかるべき条約を締結する。

第 1 5 章 ロシア連邦、共和国、連邦直轄地域 (第 9 9 条～第 1 1 1 条)

第 9 9 条

ロシア連邦における国家権力の権限は、この憲法にしたがい、連邦および共和国（ゼムリヤー）の間でこれを配分する。

第 1 0 0 条

以下の事項は、ロシア連邦の排他的管轄事項である。

- 1) 新しい連邦構成共和国のロシア連邦への加入の承認
- 2) ロシア連邦の国籍の法的規制
- 3) 単一の全ロシア市場の保障、所有関係、経済活動の原則の法的規制、土地、地下資源、天然エネルギー資源、領空および領海の処分（管理）手続、ロシア国立銀行の管理、外国為替業務および貨幣の流通、通貨の発行
- 4) 連邦予算、連邦税および手数料、課税政策の制定、連邦準備資金システム
- 5) 対外政策および国際関係
- 6) 税関、国境および領海の管理、排他的経済水域および大陸棚
- 7) 刑事法、民事法、労働法、経済法、その他の立法の原則、裁判および裁判所構成の基本原則、地方自治の組織および活動の原則、法律の定める犯罪を犯した者の大赦および特赦、ロシア連邦の国内関係における抵触法
- 8) 防衛および軍、保安局、連邦警察
- 9) 兵器、弾薬、核物質および麻薬の製造、並びにそれらの使用手続
- 10) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー産業、核分裂性物質、連邦運輸、情報および通信網、宇宙開発事業
- 11) 標準規格、度量衡および時間の計算、公式統計調査
- 12) ロシア連邦憲法が連邦国家機関の管轄事項とするその他の諸問題

第 1 0 1 条

- (1) 以下の事項は、ロシア連邦と共和国（ゼムリヤー）の共同管轄事項である。
- 1) 人および市民の権利の保障、適法性および保秩序の保障、犯罪対策（との闘争）
 - 2) 刑事、民事、労働、行政、経済および訴訟立法、著作権、特許権および版権、工業所有権および知的財産権の保護
 - 3) 全連邦的意義を有する資源
 - 4) 学術および文化、基礎（初等）教育への資格
 - 5) 保健および国家的社会保障
 - 6) 環境ならびに歴史および文化の記念物（遺跡）の保護、国立公園、自然保護区域（自然公園）および禁猟区（伐採禁止区域、禁漁区含む）
 - 7) 連邦の排他的権限に属する事項以外の国際協力
 - 8) 低開発地域の総合的、社会点経済的発展への支援（協力）
 - 9) 移住手続
 - 10) 検疫および自然災害対策
 - 11) 共和国の国籍、永住（恒常に居住する）外国人および無国籍者の滞在管理
 - 12) 国家の職務
 - 13) 公用語
- (2) 共和国（ゼムリヤー）は、共同管轄の領域において、自主的に（独立して）法律およびその他の規範的アクトを公布し、相互間で条約を締結する。ロシア連邦の法律とそれらが食い違う場合は、連邦の法律の諸規範（規定）が適用される。

第102条

ロシア連邦、共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域は、すべての人、とりわけ少人数の民族（少数民族）に対し、その固有の居住環境の擁護を保障し、民族的、経済的、文化的および言語の発展のための条件を整備する。

第103条

- (1) ロシア連邦の権限の及ぶ領域では、法律は、連邦の議会（最高会議）または全ロシア的な人民投票（レフェレンダム）によってのみ、制定される。ロシア連邦の権限領域にかかるその他の規範的アクトは、この憲法の定める手続によりこれを制定する。
- (2) 共和国の領域においては、ロシア連邦の法律およびその他の規範的アクトが、連邦および共和国（ゼムリヤー）の国家機関によって執行される。

第104条

- (1) 共和国は、独立してその内的事項の管理を行う。
- (2) 共和国（ゼムリヤー）の管轄事項は、以下のとおりとする。
 - 1) 共和国（ゼムリヤー）の憲法の制定、その改正および補正
 - 2) 連邦の排他的権限に属さない部分での共和国（ゼムリヤー）の立法
 - 3) 共和国の国家機関の編成
 - 4) 当該共和国（ゼムリヤー）の国籍の設定
 - 5) 国民経済、社会的発展および文化の領域における共和国計画
 - 6) 共和国の国家予算、共和国税の制定、地方税の規制、用途指定ファンドの形成
 - 7) 共和国の行政・領域的区分の確定および変更
 - 8) 市民的地位（身分）のアクト

- 9) 共和国の勲章および名誉称号の制定
- 10) 共和国の裁判所によって有罪とされた者の大赦および特赦
- 11) 共和国の憲法および法律の遵守に対する監督
- 12) この憲法が定める共和国のその他の権限
- 13) ロシア連邦の管轄に属さない国家権力の任意の権限

第 105 条

- (1) 共和国（ゼムリヤー）は、この憲法の定める範囲と形態において、連邦権限の行使に参加する。
- (2) 共和国（ゼムリヤー）は、自己の権限の範囲内で、他の国家および国際組織と関係を結ぶことができる。この関係は、ロシア連邦、その構成共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の法的利益に損害を与えるものであってはならない。
- (3) ロシア連邦は、共和国（ゼムリヤー）の排他的権限の領域においては、法律およびその他のアクトを公布する権利を有しない。
- (4) 共和国（ゼムリヤー）の憲法および法律は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。

第 106 条

- (1) 共和国（ゼムリヤー）は、ロシア連邦との協定により、その権限の一部を恒常的にまたは一時的に連邦の権限にこれを移譲することができる。
- (2) ロシア連邦は、共和国（ゼムリヤー）との協定により、その権限の一部を恒常的にまたは一時的に共和国（ゼムリヤー）の権限にこれを移譲することができる。権限の移譲は、必要な場合には、かかるべき物的保障を伴うものとする。

第 107 条

- (1) 連邦直轄地域の地方権力機関は、直接に、ロシア連邦の国家権力機関に服する。ロシア連邦は、連邦直轄地域の総合的な社会・経済的発展を保障する。
- (2) 連邦直轄地域は、連邦直轄地域に関する法律の枠内で自治権を享有する。

第 108 条

共和国および連邦直轄地域は、ロシア連邦議会（最高会議）において立法発議権を有する。

第 109 条

共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域は、自己の権限の範囲内で、ロシア連邦、それを構成する共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の法的利益に損害を与えない協定を相互に締結することができる。

第 110 条

共和国（ゼムリヤー）および連邦直轄地域の権力機関が発行する法律的諸文書は、ロシア連邦の全領域でこれを承認する。

第 111 条

この憲法の諸規定は、連邦構成主体の間の国内的諸関係の発展にとっての基礎である。

第 16 章 言語

（第 112 条）

第 112 条

- (1) ロシア連邦の公用語は、ロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関（施設）において用いられる。
- (2) 各共和国および連邦直轄地域は、その公用語を独自に制定することができ、その公用語はそれらの機関（施設）においてロシア連邦の公用語とともに用いられる。ロシア連邦の市民にとって、ロシア連邦の公用語と連邦を構成する共和国の公用語の使用は、権利であって、義務ではない。

第5編 国家権力のシステム

第17章 ロシア連邦最高会議

(第113条～第115条)

第113条

国家は、社会の公的な代表であり、憲法の枠内でその意思を表現する。国家、その機関および公務員（役職者）は、社会の何らかの一部ではなく、すべての社会に奉仕する。国家、その機関、制度および公務員は、社会および市民に対して責任を負う。

第114条

国家は、以下の義務を負う。

- 1) 人および市民の権利を擁護し、保証する
- 2) 民主的な憲法体制、適法性および法秩序を保護する
- 3) ロシア連邦の主権、独立および領土保全を擁護する
- 4) 経済的イニシアティヴの自由な発展を方向づけ、社会的保護を実行する政策を策定し、実現する

第115条

- (1) ロシア連邦における国家権力の最高機関は、大統領、議会（最高会議）、政府（大臣会議）、憲法裁判所および最高裁判所である。
- (2) 権力の分立および均衡の原則にしたがい、最高とされる各機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律に厳格にしたがって、その権限の範囲内で独立してその機能を果たし、他の機関と相互に協力する。

第18章 ロシア連邦大統領

(第116条～第124条)

第116条

ロシア連邦大統領は、国家元首である。

第117条

- (1) 大統領は、ロシア連邦の市民のみがこれを選挙することができる。
- (2) 大統領は、ロシア連邦の市民が四年任期でこれを選挙する。
- (3) 大統領職の候補者は、政党、社会団体、選挙人のグループがこれを推薦することができる。大統領の候補者には、100万人以上の選挙権を有する市民の支持をえた者が、候補者として登録される。
- (4) 第1回投票において、登録された選挙人の半数以上が選挙に参加した条件のもとで、投票に参加した選挙人の過半数が支持した候補者が、ロシア連邦大統領の職に選ばれたものとみなされる。第1回投票においていずれの候補者も選出されなかった場合は、2週間以内に第2回投票が行われ、第1回投票で上位2位の多数得票をえて、かつ立候補を取り

下げない2人の候補者が、これに参加する。第2回投票において、投票に参加した選挙人の人数の如何に関わらず、得票多数をえた候補者を当選したものとする。

(5) 何人も、3度以上大統領に選挙されることはない。2年以上大統領を務めた者は、この職にさらに2回以上選挙されることはない。

第118条

大統領は、その就任に際し、ロシア連邦議会（最高会議）において憲法忠誠の宣誓を行う。

第119条

大統領は、

1) ロシア連邦を構成する共和国（ゼムリャー）および連邦直轄地域、ならびに同盟に加盟する共和国との関係において、また国際関係において、ロシア連邦の最高の国家代表（権）を行使し、

2) 議会（最高会議）によって採択された法律に署名し、公布し、またはそれを再審議および最終決定のために議会（最高会議）に差し戻し、

3) 議会（最高会議）および人民に対して教書を提出する。大統領の教書は、議会（最高会議で）で読み上げられ、人民に対しては、公式のマスメディアによって公表される。

4) 議会の各会派との協議の後に、政府首班（首相）候補を議会（最高会議）に提案し、首班の提案を受け、議会（最高会議）の承認をえて、政府の構成員を任命し、

5) 政府の報告を聴き、その検討を義務づける勧告を行い、政府首班との協議（同意）により、議会（最高会議）の承認を事後的に受けルことを条件に政府構成員を解任し、自己のイニシャティヴにより、議会（最高会議）に政府首班の信任問題を提起し、ロシア連邦憲法の定める場合に、政府の総辞職を受理し、

6) 議会（最高会議）が1ヶ月以内に信任された政府を形成しない場合に、6ヶ月未満の間臨時内閣を任命し、

7) 憲法裁判所、最高裁判所、ロシア連邦のその他の裁判所の裁判官、国家会計検査院長、国立銀行の総裁および理事、ロシア連邦検事総長、人権問題議会全権を選出するために、その候補者を議会（最高会議）に提案し、

8) ロシア連邦軍が創設される場合には、その最高司令官となり、ロシア連邦軍の最高の司令部を任命し、更迭し、ロシア連邦を代表して、共和国同盟の安全保障および防衛力のためにその共同機関に参加し、

9) 政府の提案により、外国および国際機関における外交代表を任命し、召喚し；外国の外交代表の信任状および召喚状を受理し、

10) 議会（最高会議）による批准の後に施行されるロシア連邦の条約および同盟内条約の交渉を行い、署名し；法律または批准した条約の枠内で、批准を必要としない国際協定を締結し、

11) 緊急の場合に、ロシア連邦またはその一定の区域において、3日以内に議会（最高会議）による事後承認を条件に、非常事態を導入し、

12) ロシア連邦への攻撃の脅威がある場合、3日以内に議会（最高会議）のこの行為の事後的承認を条件に、ロシア連邦軍の部分的または総動員、高度の臨戦態勢の構築およびその他の必要な行為に関する命令を与える、

- 13) ロシア連邦への攻撃がある場合に、3日以内に議会の事後承認を条件に、軍事行動の開始に関する命令を与える、
- 14) 法律にしたがって、ロシア連邦市民の国籍の取得および消滅の諸問題を解決し、
- 15) ロシア連邦の裁判所が有罪とした市民の特赦の権利を有し、
- 16) ロシア連邦の国家賞を定め、ロシア連邦名誉称号を授与し、
- 17) 大統領フォンドの資金を処分し、
- 18) ロシア連邦の憲法および法律によって課せられたそのたの権限を行使する。

第120条

大統領は、不逮捕特権を有する。大統領の人格は、法律によってこれを保護する。

第121条

大統領は、その権限の行使にあたり、下位法令の資格をもち、ロシア連邦全土において義務的効力を有する大統領令および命令を公布する。

第122条

- (1) 大統領は、ロシア連邦の憲法および法律の遵守に対する責任を負う。
- (2) 大統領が、故意に憲法または法律に違反した場合、これを解任することができる。こうした訴因（弾劾）に関連した大統領の更迭事件を提起する決定は、議会（最高会議）のいずれかの院が、その3分の2以上の多数によってこれを採択する。その場合、事件は、憲法裁判所に送致され、憲法裁判所は、大統領による憲法または法律の故意による違反の事実関係について判決（判断）を行う。憲法裁判所の有罪判決に関する最終決定は、もう一方の院がこれを採択する。決定は、選出された代議員の3分の2以上が賛成投票した場合に、これを採択されたものとする。
- (3) ロシア連邦大統領の職を更迭された者は、普通裁判所に違法行為遂行のかどで責任を問われ、その上で違法行為の事実が証明されてものとされる。

第123条

- (1) ロシア連邦副大統領は、4年任期で、大統領と同時にこれを選挙する。大統領ポストの候補者が副大統領の候補者を決定する。大統領候補者への投票が、同時に、その推薦した副大統領候補への投票とみなされる。
- (2) 副大統領は、議会（最高会議）の両院の合同会議において議長を務める。副大統領が不在の場合、議会（最高会議）の両院の合同会議は、両院の議長が順にその議長を務めるものとする。
- (3) 大統領の委任により、副大統領は、大統領権限の一部を行使することができる。副大統領は、大統領が一時的にその職務権限行使する状態にない場合、大統領の職務を遂行する。この場合、副大統領の権限は、3日以内に議会によって承認されなければならない。
- (4) 大統領の死去、辞任、憲法裁判所が大統領がその職務権限を遂行することができないと判断した場合、および大統領が解任された場合、副大統領は、通常、新しい大統領を選ぶ選挙が実施されるまで、大統領となる。
- (5) 副大統領は、大統領と同じ事由および手続により、これを解任することができる。
- (6) 副大統領が解任され、または死去した場合、大統領は、（新たに）副大統領を任命する。その場合、副大統領は、議会（最高会議）の両院の投票の多数がこれを承認した後にその職に就くものとする。

第124条

大統領および副大統領は、その任期中に、他のいかなる国家的または社会的職務にも就くことができず、いずれの代表制機関の代議員になることもできず、企業活動に従事することもできない。

第19章 議会

(第125条～第140条)

第125条

- (1) 議会（最高会議）は、ロシア連邦の最高かつ唯一の立法および代表制機関である。
- (2) 議会（最高会議）は、衆議院および連邦院の同権の2院において活動する。両院は、4年任期でこれを選挙する。

第126条

- (1) 両院は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でロシア連邦市民がこれを選挙する。
- (2) 各院の定員、代表基準および選挙手続は、法律によってこれを定める。
- (3) 衆議院は、ロシア連邦市民が選挙人の人数に比例して構成される地域選挙区ごとに選挙する代議員からこれを構成する。
- (4) 連邦院は、各共和国、ゼムリヤーからそれぞれ同数の代表、各連邦直轄地域から同数の代表がこれに参加する。
- (5) 何人も、同時に2つの院に選挙されることはない。

第127条

ロシア連邦議会（最高会議）は、

- 1) ロシア連邦の管轄に属する諸問題に関する法律を制定し、
- 2) ロシア連邦市民の100万人以上、または議会の代議員総数の3分の1以上の要請がある場合を含め、全ロシア的な人民投票（レフェレンダム）の実施に関する決定を採択し、
- 3) 新しい共和国、ゼムリヤー、連邦直轄地域のロシア連邦への加入を承認し、
- 4) 連邦の国家予算を逐条的に承認し、補正し、その執行に関する報告を承認し、連邦税および義務的納付金を定め、連邦債、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、
- 5) 大統領の提案により、提案されたプログラムに基づいて政府首班（大臣会議議長）を承認し、政府首班の信任に関する決定を採択し、
- 6) 大統領の提案により、憲法裁判所の長官および裁判官、最高裁判所の長官および裁判官、ロシア連邦の際の他の裁判所の裁判長および裁判官、国家会計検査院院長、国立銀行総裁、ロシア連邦検事総長、人権問題議会全権、連邦保安局長官、捜査取調委員会議長を選出し、
- 7) 非常事態導入に関する大統領の決定を承認し、または廃止し、非常事態を宣言し、延長継続し、および中止し、
- 8) ロシア連邦の権限の範囲内で、防衛上の措置に関する問題を決定し、
- 9) ロシア連邦憲法が定める場合にその手続により、大統領、副大統領、その他のロシア連邦の最高の公務員（役職者）を解任し、
- 10) ロシア連邦の条約および国内条約を批准し、破棄し、

- 11) 共和国同盟の法律、その他の規範的アクトが、同盟機関の権限を超える場合に、ロシア連邦憲法裁判所の判決により、これらの効力を停止し、
- 12) 軍の階級、外交官の等級およびその他の特別の称号を定め、ロシア連邦の国家賞および名誉称号を承認し、
- 13) 大赦に関するアクトを公布し、
- 14) この憲法の定めるその他の権限を行使する。

第 1 2 8 条

- (1) 議会（最高会議）は、最高の人民代表制機関として、執行権力の活動に対する恒常的な監督を行う。
- (2) 10人以上の代議員をもって、政府に質問を行うことができ、これには議事日程も含まれる。政府の回答は、1週間以内に議会の会議においてなされ、審議に付されなければならない。審議の結果として、政府の批難に関する決定（問責決議）が採択された場合は、政府が総辞職しなければならない。

第 1 2 9 条

議会（最高会議）の権限は、この憲法および議会（最高会議）議事規則に定める手続により、これを行使するものとする。

第 1 3 0 条

- (1) 議会は、常設の機関である。
- (2) 議会は、選挙の後、通常、30日以内にこれを招集する。

第 1 3 1 条

- (1) 各院は、それぞれの議長および副議長を選出する。各院がその議長を選出するまで、会議は、院の最高齢の代議員がその議長を務める。各院の秩序維持機関は、その会議の開催中は、院の議長に従うものとする。
- (2) 各院の議長は、その権限の行使の際、院において発言および応答の権利をもたない。議長は、恣意的に、問題の検討の順序、代議員の発言の手続を定め、または代議員が議事規則に反していないにもかかわらずその発言を中断することはできない。

第 1 3 2 条

- (1) 各院は、代議員の中から常任委員会および臨時の委員会（特別委員会）を組織する。
- (2) 委員会（特別委員会）は、法令およびその他のアクトの草案を策定し、その策定過程に対する監督を行い、議会聴聞および調査を実施し、その他の形で議会（最高会議）の権限の行使に協力する。
- (3) 公務員（役職者）および市民は、召喚に応じて、各院の常任委員会および特別委員会（комитеты и комиссии）に出席し、これらの委員会が要求するすべての文書（ドキュメント）および情報を所定の期間内に文書または口頭で提出しなければならない。この要請を履行しない場合は、故意に信頼できない情報を提出した場合も同様に、法律によりその責任を問われる。

第 1 3 3 条

- (1) 各院は、その院の選出メンバーの多数（過半数）の出席の下で、義務的効力を有する決定を採択する権限を有する。
- (2) 各院は、法案およびその他の問題を審議するために院全体の委員会として活動するこ

とができる。この場合、立法上の決定は採択しないものとする。

(3) 各院は、その活動を保障する決定（決議）を採択することができる。

第134条

(1) 法案は、議会（最高会議）代議員、その常任委員会（特別委員会）、大統領、政府、共和国（ゼムリヤー）の議会および政府によって、院の審議にこれを付す（バリアント；「憲法裁判所および最高裁判所」を加える）。

(2) 法案は、各院においてそれぞれにこれを審議し、採択する。選挙された代議員の過半数の賛成がある場合に、法律は院によって採択されてもとのとする。第3読会の後に採択されなかった法案は、当該年度の間はこれを再び両院の審議に付すことはできない。

(3) いずれか一方の院の採択した法案は、もう一方の院にこれを送致する。いかなる法律も、両院の承認なしにこれを認めることはできない。法律が2つ目の院で同意を得られなかった場合、パリティ原則で両院の協議委員会が設置される。協議された法案は、再度、両院において審議される。協議において同意が得られない場合は、法案は否決されたものとする。

(4) 連邦国家予算案に関して両院に不一致がある場合は、問題は、両院合同会議において、選挙された代議員の投票の過半数によってこれを決定する。

第135条

(1) 戦争および平和の問題解決、大統領の教書の聴聞、非常事態の導入のために、ならびに両院の決定により、両院合同会議が招集される。この会議では副大統領が議長を務め、副大統領が不在の場合の両院合同会議は、それぞれの院の議長が交代でその議長を務める。

(2) 各院の決定により、合同の委員会（常任委員会および特別委員会）、ならびにその他の合同機関を設置することができる。

第136条

(1) 代議員は、議会会派および代議員グループに結集し、各院の議長にこれを登録する。いかなる代議員も、政党および政党間で組織される議会会派の二つ以上に同時に加わることはできない。代議員グループは、政党に所属しない代議員がこれを組織する。議会会派および代議員グループは、その長および自らの課題を遂行するために必要な機関を選出する。

(2) 議会会派、代議員グループは、各院の指導部の選挙に際して候補者を推薦し、そのメンバーを常任委員会および特別委員会に送り、会議の議事日程の基本問題について発言する発言者名簿を提出することができる。

(3) 代議員は、各院および常任委員会（特別委員会）の任意の機関の任意の職の候補者に自主的に自分を推薦することができる。

第137条

両院における討論の打ち切りは、法案、予算、政府の組閣および総辞職、大統領の解任の審議の際には、その全議事日程が終了するまではこれを認められない。その他の問題の審議においては、討論の打ち切りに関する決定は、出席代議員の3分の2以上の投票によってこれを採択することができる。

第138条

(1) 前の会期の議会（最高会議）の任期（権限）は、新しい会期の議会（最高会議）の総

会をもって終了する。

(2) 各院の任期が非常事態の条件下で終了する場合は、非常事態の宣言と同時に、議会（最高会議）はその任期の延長に関する決定を行うものとする。

(3) 選挙の公示に関する大統領令は、選挙の当日の3ヶ月以上前にこれを公布する。選挙は、議会（最高会議）の任期の最後の月のいずれかの日にこれを行う。

第139条

各院の任期満了前の権限の停止は、その院の決定によってのみこれを行うことができる。こうした決定は、当該の院の代議員の三分の二以上の賛成がある場合に、これを行うことができる。一方の院の自主解散は、全議会（最高会議）の解散をもたらすことになる。大統領は、新しい議会選挙を3ヶ月以内にこれを公示する。第1回会議が招集されるまで、以前の両院のメンバーが活動する。

第140条

(1) 議会（最高会議）の代議員は、その選挙人の全権代表として、議会（最高会議）の管轄の下にある事項に関して、その決定、判断および見解において自由である。

(2) 代議員は、その権限の行使に関連して議会でなされる意見、提案、演説に対しその責任を問われることはない。代議員は、不逮捕特権を有する。代議員は、刑事的および行政的な裁判上の責任を追及されることはなく、当該の院の同意なしに逮捕され、または他の自由の制限を受けることはない。議会（最高会議）にこのことについて提起する権利は、ロシア連邦最高裁判所長官にある。

(3) 議会（最高会議）の代議員は、以下の権利を享受する。

1) 法案の提出

2) 任意の国家の機関または公務員に対する口頭および文書による質問。質問を受けた機関または公務員は、議会（最高会議）の会議、常任委員会（特別委員会）において、法律の定める期間内に、口頭または文書で回答しなければならない。

3) 各院の承認した議事規則の枠内での、議事にかかる問題に関する院における自由な発言

4) 質問に対する回答を受け取るために、法律の定める手続により、国家の任意の公務員を議会に召喚する問題の常任委員会（特別委員会）への提起

5) 法律の定めるその他の権利

(4) すべての公務員および国家機関は、代議員がその権限を行使できるよう全面的な協力を行わなければならない。

(5) 代議員は、その任期中、いかなる国家的勤務にも従事することはできない。政府のメンバーとして承認された代議員は、その職にある間はその権利を保持するが、各院における議決には参加しない。

(6) 代議員は、法律にしたがって報酬およびその支出の弁済を受け、他のいかなる定期的な報酬もこれを受け取ることはできない。議会（最高会議）の任期の満了により、代議員は、代議員の権限を行使する前の仕事または職務に復帰することができる。

第20章 ロシア共和国政府（大臣会議）

（第141条～第145条）

第141条

- (1) ロシア連邦政府（大臣会議）は、ロシア連邦の最高の執行および処分機関である。
- (2) 政府は、そのプログラムを実現し、ロシア連邦の法律にしたがって、決定、処分およびその他のアクトを公布し、その執行を保障する。政府の権限の範囲内で制定される政令は、ロシア連邦の全土において必ず執行されるものとする。

第142条

- (1) 議会（最高会議）の承認した政府プログラムの枠内で、政府は、政策を策定し、実施し、その実現に対して全責任を負う。
- (2) 政府は、1年に1回以上、または議会（最高会議）の要請により、任意の時期に、定期的に、政府プログラムの実施状況およびその実施する政策の諸問題について議会に報告を行う。政府は、定期的に、大統領にその活動について同様の報告を行う。
- (3) 政府は、議会（最高会議）において信任されなかった場合、総辞職する。政府の信任案の提出権は、政府首班、大統領、議会（最高会議）の両院、議会会派および代議員グループにある。

第143条

政府は、ロシア連邦大臣会議議長の指導の下に合議制で活動する。大臣会議議長の辞職は、政府の全メンバーの総辞職を伴う。

第144条

政府は、議会（最高会議）に提出された任意の法案について意見を述べることができる。この意見については、これを必ず審議されなければならない。政府が、議会（最高会議）の採択した法律に同意しない場合、大臣会議議長は、憲法第117条にしたがい、拒否権行使の問題を大統領に提起することができる。

第145条

- (1) 政府は、国家的職務のシステムをとおしてその活動を行う。政府機関の国家勤務員は、法律に基づいて行動し、ロシア連邦の法律およびその他のアクトの不履行またはその不誠実な執行につきその責任を負う。
- (2) 政府機関における責任ある職務への就任は、競争システムに基づいてこれを行う。

第21章 裁判権力

(第146条～第157条)

第146条

裁判権力は、市民的平和、個人の権利および自由の保護者として、適法性および構成を保障する。

第147条

ロシア連邦における裁判権力は、裁判所にのみ属し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形態でこれを行使する。

第148条

ロシア連邦の市民は、裁判活動に参加し、陪審員の職務を遂行する。

第149条

- (1) 裁判官は独立であり、法律および良心にのみしたがう。裁判官の不可侵（不逮捕特権）は、法律によってこれを保証する。
- (2) 裁判官は終身である。法律の定める停年に達した場合、退職するものとする。裁判官

は、停年になる前に、裁判所の判決または法律に定める事由による場合にのみ、その同意なしにその職を解任されることがある。

(3) 裁判官は、教育活動を除き、他のいかなる有給の職に従事することはできず、政党のメンバーとなることもできない。

第 1 5 0 条

(1) ロシア連邦最高裁判所の長官および裁判官、憲法裁判所の長官および裁判官は、議会の同意を得て、大統領がこれを任命する。

(2) その他の裁判所の裁判官は、裁判所構成法が定める手続により、これを任命する。

第 1 5 1 条

(1) ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦最高裁判所、憲法裁判所、連邦裁判所、ならびに共和国、連邦直轄地域裁判所および地方裁判所からなる。

(2) (2 項以下、不明 or 欠落)

第 1 5 2 条 (欠落)

第 1 5 3 条

(1) ロシア連邦憲法裁判所は、憲法体制の擁護のために、

1) ロシア連邦議会（最高会議）の法律およびアクト（ロシア連邦憲法を改正する法律を除く）の憲法適合性を点検し、

2) ロシア連邦の大統領のアクト、政府（大臣会議）、省、政府の管轄の下にある省およびその他の中央機関の規範的アクト、ならびにロシア連邦最高裁判所の指導的説明の憲法適合性および適法性を点検し、

3) ロシア連邦の議会（最高会議）、大統領、政府（大臣会議）のアクトの草案、ならびにロシア連邦最高裁判所の指導的説明の憲法適合性または適法性についての判断を与え、

4) 同盟内部および国際関係におけるロシア連邦の条約、ならびに共和国同盟が締結したロシア連邦において効力を有する条約の憲法適合性についての判断を与え、

5) ロシア連邦に加盟する共和国の間、これらの共和国とロシア連邦の間の条約の憲法適合性および適法性についての判断を与え、

6) ロシア連邦憲法とロシア連邦を構成する共和国の憲法の相互関係、ならびにこれらの共和国の法律とロシア連邦の憲法および法律の相互関係についての判断を与え、

7) ロシア連邦憲法の有権的解釈を与え、

8) ロシア連邦と連邦を構成する共和国の間、およびこれらの共和国の間、ロシア連邦の国家機関の間の憲法・法的紛争を解決し、

9) ロシア連邦憲法および法律の故意による違反のかどでの大統領および副大統領の起訴（断崖）についての判断を与え、

10) ロシア連邦の大統領または副大統領の職務執行能力の喪失についての判断を与え、

11) 政党およびその他の社会団体の違憲性に関する事件を解決し、

12) 人民投票および人民的イニシアティヴの結果の異議申立てに関する事件を解決し、

13) 人および市民の憲法上の権利の侵害に対する提訴（訴え）を解決する。

(2) 憲法裁判所によってロシア連邦憲法に適合しないとされた法律および大統領令またはその一部は、憲法裁判所の判決が公表された日に失効する。

(3) 憲法裁判所の管轄する問題に関する憲法裁判所のすべての決定（判決）は、最終的な

もの（終審）である。

(4) 憲法裁判所における事件審理の手続は、法律によってこれを定める。

第154条

(1) 裁判官は、憲法に抵触する法律を適用することはできない。

(2) 裁判所が具体的な事件の審理に際して、適用されるべき法律が憲法に抵触すると認めた場合、事件に関する訴訟手続を停止し、ロシア連邦憲法裁判所にこの法律の違憲性の承認についての意見書を提出するものとする。

第155条

(1) すべての裁判所において事件の審理は公開で行われる。非公開による事件の審理は、裁判所が、公開審理によって国家秘密、職業上もしくは商業上の秘密が漏洩する虞があり、または市民の個人もしくは家族の生活（プライバシー）が表沙汰になることを防ぐ必要があると決定した場合にのみ、これを認められる。

(2) 第1審の裁判における刑事事件の欠席裁判は、これを認めない。

第156条

(1) 裁判は、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

(2) 専門的な法律援助を受ける権利は、あらゆる審級の裁判においてこれを認められる。

第157条 （検察機関に関する規定で、内容上158条と重複；要調査）

(1) 検察機関は、市民、社会および国家の権利および法的利益が侵害された場合、刑事訴追を行わなければならない。

(2) 刑事訴訟におけるロシア連邦の名による公訴は、検事がこれを維持する。

(3) 検察機関の編成および活動の手続は、法律によってこれを定める。

第22章 検察庁および捜査取調委員会

(第158条～第159条)

第158条

(1) 検察機関は、市民、社会および国家の権利および法的利益が侵害された場合、刑事訴追を行わなければならない。検察機関は、犯罪の起訴前取調および刑の執行に対する監督を行う。

(2) 刑事訴訟におけるロシア連邦の名による公訴は、検事がこれを維持する。

(3) 検察機関の組織、権限および活動は、法律によってこれを規制する。

第159条

(1) ロシア連邦捜査取調委員会およびその機関は、その対策がロシア連邦の権限に属する犯罪事件に関する起訴前取り調べを行う。

(2) ロシア連邦捜査取調委員会の組織、権限および活動は、法律によってこれを規制する。

第23章 地方権力および地方自治

(第160条～第165条)

第160条

地方権力および地方自治の諸機関は、その地域における経済的、社会・文化的、エコロジー上およびその他の諸問題を自主的に解決するためにこれを設置する。それぞれのレベルの地方権力および地方自治の諸機関の権限は、法律によってこれを定める。その権限の範囲内で、これらの諸機関は、ロシア連邦およびそれを構成する共和国の憲法、法律の

枠内で、国家権力から自主的かつ独立して行動する。

第161条

- (1) 地方権力および地方自治のシステムは、地方代表制機関（人民代議員ソビエトまたはその他）、民主的に選ばれた執行機関、社会的自治機関、様々な形態の住民の直接的意思表示からなる。
- (2) 地方権力、管理および自治の諸機関の名称、選挙および活動の手続は、共和国（ゼムリヤー）の憲法によってこれを定める。

第162条

地方権力機関は、その権限の範囲内で、下級の地方権力および自治機関の執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の地方権力機関の決定は、上級機関がこれを取り消す。地方の権力機関および自治機関の間の不一致は、法律の定める手続でこれを解決する。

第163条

地方権力および地方自治の諸機関は、その予算を独立して策定し、承認し、執行し、公有（自治体）の財産および財源を処分し、地方税および課金（сбор）を定め、経済活動を行う。予算を含むその財源は、これを没収することはできない。

第164条

市民は、裁判手続により、地方自治機関およびその役職者の決定および行為につき不服申し立てを行うことができる。

第165条

- (1) 地方における連邦国家権力の権限は、連邦の権限の範囲においてこの憲法が厳格に定め、以下の者がこれを行使する。
 - 1) ロシア連邦大統領が承認する公務員（役職者）
 - 2) 人権問題議会全権の代表
 - 3) 国家会計検査機関、国家税務調査機関、他の国家機関の代表
- (2) この条文に掲げる機関および公務員は、共和国（ゼムリヤー）の権限、ならびに地方権力および地方自治の権限に干渉（介入）する権利を有しない。

第24章 財政および予算

（第166条～第175条）

第166条

- (1) ロシア連邦の予算システムには、独立した領域として、ロシア連邦の連邦予算、共和国（ゼムリヤー）の予算、地方予算がこれに含まれる。
- (2) 共和国、ゼムリヤーは、独自の予算システムを有し、財政自治権を享有する。共和国の予算政策は、ロシア連邦憲法、共和国の憲法および連邦会議が承認する一般原則にしたがってこれを実施する。

第167条

- (1) ロシア連邦の国家予算は、議会（最高会議）が毎年これを採択する。国家予算案は、政府がこれを提出する。
- (2) 議会（最高会議）は、議会の予算委員会および国家会計検査院の判断を得た後に、国家予算の逐条の審理を行い、これを採択する。

(3) 国家予算に関する法律が次期の会計年度が始まるまでに採択されない場合、この法律が施行されるまでは、ロシア連邦議会（最高会議）が予算全体またはその一部の条項の支出の手続を定めていないという条件の下で、ロシア連邦政府が前年の予算にしたがって支出を行うものとする。

第 1 6 8 条

ロシア連邦議会（最高会議）は、赤字の補填財源を定めない、収入（赤字、欠損）に対し支出超過の国家予算を採択することはできない。

第 1 6 9 条

(1) 連邦予算の収入は、法律の定める連邦税、義務的課金、手数料および交付料、国有財産、共和国（ゼムリヤー）の義務的および自発的拠金による収入、ならびにその他の収入からなる。

(2) ロシア連邦の国家支出は、その支出部分にしたがい、国家予算を持ってこれを実施する。

(3) 国家予算案の策定にあたり、政府は、第一義的に社会的需要の充足に配慮しなければならない。

第 1 7 0 条

(1) 政府は、ロシア連邦の国家予算の執行についての逐条的な報告（費目ごとの報告）をロシア連邦議会（最高会議）に報告すべき予算年度の終了後 2 ヶ月以内に提出する。

(2) ロシア連邦議会（最高会議）は、議会の予算委員会および国家会計検査院の意見に基づいてその報告に関して 6 ヶ月以内にこれを審議しなければならない。報告の不承認は、政府の辞職をもたらし、越権（不法行為）、不適切な浪費または怠慢が明らかになった場合は、法律にしたがい責任（罪）ある政府メンバーの責任が問われる。

(3) 連邦の国家予算の執行、国家の収入および支出に関するこの報告は、毎年これを公表するものとする。

第 1 7 1 条

(1) 自然災害または社会的災禍による予見外の支出のカバーのために、ロシア連邦議会（最高会議）の決定により、予算の枠内で予備フォンドを組織する。その支出に対する責任は、政府がこれを負う。政府は、議会（最高会議）の直近の会期に、予備フォンドの財源からのすべての支出額および経費についての詳細な報告を提出する。

(2) ロシア連邦議会（最高会議）は、法律によって予算外の特定フォンドを承認し、その執行に対する監督を行うことができる。

第 1 7 2 条

(1) ロシア連邦の租税政策は、経済の国家的規制の手段であり、ロシア連邦議会（最高会議）がこれを行う。

(2) 課税領域における連邦の排他的権限、連邦予算に算入される税のリスト、額、徴収の手続および条件、連邦予算および共和国（ゼムリヤー）予算の間の税収の配分基準、ならびに共和国（ゼムリヤー）、地方自治機関の税および手数料の設定部分における権限は、ロシア連邦税法典によりこれを定める。

(3) 租税システムは、すべての納税者への要請の統一の下でこれを構築するものとする。

(4) 租税に関する法律は、その公表後 3 ヶ月以降においてこれを施行する。

第 1 7 3 条

- (1) 「税法典」の遵守に対する監督は、ロシア連邦政府に対し報告義務を負う国家税務調査局がこれを行う。その地位は、法律がこれを定める。
- (2) 国家税務調査局の行為は、裁判手続によりこれに異議申し立てを行うことができる。

第 1 7 4 条

ロシア連邦は、ロシア連邦における貨幣流通の安定性が保障される条件のもとで、独自の信用・通貨システムを創設し、または共和国同盟を構成する他の共和国との条約に基づき単一の信用・通貨システムに加入することができる。

第 1 7 5 条

- (1) ロシア連邦国立銀行は、連邦の領域内での通貨システム、単一の信用・通貨政策の安定性の保障に参加する。国立銀行は、商業銀行の金融活動に対する監督を行う。
- (2) 共和国同盟の金融機関と共同して、ロシア連邦国立銀行は、貨幣流通および通貨発行に対する監督を行う。
- (3) 国立銀行は、日常業務において独立しており、ロシア連邦議会（最高会議）に対して毎年報告を行う。国立銀行の地位は、法律によってこれを定める。

第 2 5 章 国防

（第 1 7 6 条～第 1 8 0 条）

第 1 7 6 条

- (1) ロシア連邦は、その国家主権および領土保全の軍事的防衛のために固有の軍を創設する手続について決定を採択することができる。
- (2) ロシア連邦軍は、職業軍人からなる正規部隊およびロシア義勇軍（国家親衛隊）からなる。軍の軍事ドクトリン、構造および組織は、法律によってこれを定める。
- (3) ロシア義勇軍（国家親衛隊）の部隊は、これを平時においてロシア連邦の国外で利用することは認めない。

第 1 7 7 条

この憲法第 1 0 条にしたがい、条約に基づく他の主権共和国（国家）との同盟への自発的統合に際し、ロシア連邦は、同盟の防衛および防衛能力の保障、軍事ドクトリン、軍建設および軍事政策の基本方向の策定、同盟軍の一般的機構および員数、予算支出の規模、召集および防衛用の物資・技術上の資源の割当の決定に参加する。

第 1 7 8 条

- (1) 市民の権利および自由の擁護、適法性および法秩序は、連邦内務機関、連邦警察および地方警察がこれを保障する。これらの地位は、法律によってこれを定める。
- (2) ロシア連邦の国家的安全の擁護に関する機能は、連邦保安局がこれを負う。その地位および活動は、法律によってこれを規制する。

第 1 7 9 条

- (1) ロシア連邦の軍、保安部隊および警察は、民主的な憲法体制および合法的な政府の転覆、議会（最高会議）およびその他の最高国家権力機関の活動の妨害もしくは制限、市民の憲法上の権利および自由の違法な制限、ならびにロシア連邦の憲法体制の原則に反するその他の目的のためにこれを使用することはできない。憲法のこの規定の違反は、人民に対する最も重い犯罪であり、反逆罪である。

(2) 軍、保安部隊および警察の違法な使用について議会に訴えがある場合、直ちに議会の審議にこれを付さなければならない。

第 1 8 0 条

ロシア連邦政府（大臣会議）において軍および保安部隊を管轄する大臣のポストは、文民としなければならない。

第 2 6 章 非常事態

(第 1 8 1 条～第 1 9 1 条)

第 1 8 1 条

(1) 例外（非常）的状況の場合、ロシア連邦大統領は、連邦の全土またはその一定の地域に非常事態を宣言することができる。

(2) 例外（非常）的状況というのは、結果として以下のようない状況が生ずる場合をいう。

1) その規模および結果が住民の生命、健康、安全および生活保障の問題を危うくする自然災害または大事故

2) 住民の生命、健康および安全、または国家諸制度の正常な活動にとって現実的な脅威の存在があり、通常の方法ではそれを除去できない場合

3) 社会の組織的存在に脅威をもたらし、暴力およびその他の違法な行為により人びとのグループ、団体もしくは施設に被害をもたらす騒動（無秩序）で、国家権力機関の処分権にある通常の方法では事態の解決が不可能な場合

(3) 非常事態宣言の唯一の目的は、社会の正常な存在の条件への最も速やかな復帰でなければならない。

第 1 8 2 条

自然災害または重大な大事故に伴う非常事態宣言は、被災地域の権力機関が正常に活動をしている場合には、その同意がある場合にのみこれを認められる。

第 1 8 3 条

住民の救助に関する緊急の措置を要する大規模な暴力、自然災害または大事故の状況においては、非常事態は、直ちに、予告なしにこれを導入することができる。

第 1 8 4 条

非常事態の宣言と同時に、大統領は、このことについて議会（最高会議）に通告する。議会（最高会議）が 72 時間以内に大統領の決定を承認しない場合は、大統領令は効力を失う。

第 1 8 5 条

非常事態は、30 日を超えてこれを導入することはできない。この期間の終了により、議会（最高会議）がその効力を延長しない場合には、非常事態導入についての大統領令の効力は停止する。議会（最高会議）は、必要がある場合に、それぞれ 30 日を超えない範囲で、その都度これを継続することができる。

第 1 8 6 条

(1) 非常事態の宣言、延長または取り消しについて、住民は、すべてのアクセス可能な手段によって事前にこれを知らされなければならない。

(2) 非常事態の宣言、延長または取り消しについてのアクトは、これを必ず公表しなければならない。

第 1 8 7 条

非常事態を宣言された地域においては、共和国または地方自治の執行権力機関は、ロシア連邦大統領またはその任命するしかるべき者の直接の管轄下にこれを置くことができる。同時に、共和国の法令および地方権力の法的アクトの効力は、これを制限し、または停止することができる。

第 1 8 8 条

非常事態の期間中、ロシア連邦の議会および憲法裁判所、ならびに裁判機関の権限は、これを停止または制限することはできない。

第 1 8 9 条

(1) ロシア連邦大統領は、非常事態の期間中に特別の措置を講ずる際、この憲法の 22 条、23 条 2 項、27 条 1 項、28 条、29 条、51 条に定める権利および自由を除いて、人の権利および自由の一時的な制限を導入することができる。

これらの制限は、非常事態に関する大統領令のテキストに直接に言及されなければならない。

(2) 刑罰として死刑を宣告される可能性のある犯罪事件は、非常事態が宣言されている地域においては、これを裁判所において審理することはできない。

(3) ロシア連邦大統領は、制限が導入された自由および権利について定めている条約のすべての参加国に対し、制限の導入、その理由、ならびにその取消しについて、直ちにこれを通知する。

第 1 9 0 条

(1) 非常事態の機関中に講じられるあらゆる措置は、

1) もたらされた緊迫度の要求する範囲内で実施されなければならず、

2) 非常事態が宣言されていない他の地域（地方）における国家権力および管理機関の権利および権限、社会団体の法的地位、人の権利および自由のいかなる制限または変更をもたらすものであってはならず、

3) もっぱら人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、宗教、財産状態または社会的出自に基づいてここの人または住民グループのいかなる差別ももたらすものであってはならない。

(2) 非常事態の時期の犯罪に対してなされた死刑判決の執行は、非常事態宣言の効力のあるときおよびその停止後の 30 日間は、これを認めない。

第 1 9 1 条

非常事態の期間は、ロシア連邦の憲法、選挙法、裁判所構成法の改正はこれを認めず、国家権力機関の選挙およびレフェレンダムは実施されない。

第 6 編 最終規定

第 2 7 章 憲法の改正手続

(第 192 条～第 196 条)

第 1 9 2 条

憲法の改正および補正に関する法律は、改正および補正を直接に憲法のテキストに挿入することを定める。

第 1 9 3 条

この憲法の第1編に定めるロシア連邦の憲法体制の原則は、全ロシア的な人民投票（レフェレンダム）によってのみこれを改正することができる。

第194条

(1) 憲法改正の提案は、以下のいずれかがこれを行うことができる。

- 1) 議会（最高会議）のいずれかの院の5分の1以上の代議員
- 2) ロシア連邦大統領
- 3) ロシア連邦政府（大臣会議）
- 4) 議会（最高会議）憲法委員会
- 5) ロシア連邦最高裁判所
- 6) ロシア連邦憲法裁判所
- 7) ロシア連邦に加入するいずれかの共和国の立法機関
- 8) 100万人以上の投票権を有するロシア連邦市民
- 9) 共和国の投票権を有する総市民の5分の1以上の市民

(2) 市民による該当する請願の手続は、法律によってこれを定める。

第195条

議会（最高会議）は、しかるべき提案がなされた後、半年後以降に憲法改正についての法律を採択することができる。この法律は、各院の全構成員の投票の3分の2によってこれを採択する。憲法改正に関する提案がなされてから1年以内に議会（最高会議）がしかるべき法律を採択しなかった場合は、提案は否決されたとみなされ、その後1年間はこれを再提案することはできない。

第196条

- (1) 憲法改正についての法律は、ロシア連邦に加入する共和国（ゼムリヤー）による批准を必要とする。この法律は、ロシア連邦大統領によって共和国（ゼムリヤー）に送致される。共和国（ゼムリヤー）の代表制期間は、自らこの法律を批准するか、または批准のためにレフェレンダムを公示する。
- (2) 憲法の改正に関する法律は、法律の定める手続により、共和国（ゼムリヤー）の総数の3分の2による批准の後にロシア連邦の全領域においてこれを施行する。

第28章 憲法の施行

（第197条～第199条）

第197条

(1) この憲法は、公式に今日評された日の翌日にこれを施行する。公式の公表は、ロシア共和国最高会議議長により、憲法に関する全ロシア人民投票（レフェレンダム）の結果の公式の確定の翌日にロシア共和国の公式通報において行われる。

(2) このロシア連邦憲法の公式の施行日は、全ロシアの祝日とする。

(3) 「移行規定」の編に定めるこの憲法の一定の部分は、それらの規定する時期にその効力を発するものとする。

第198条

ロシア連邦憲法が施行される日に、1978年のロシア共和国憲法（基本法）は、その後の改正および補正とともに、その効力を停止する。

第199条

この憲法が施行される日に効力を有するロシア共和国の法律およびそれに基づく下位法令のアクトは、この憲法およびそれに基づいて制定されたロシア連邦の法律に抵触しない場合、その効力を維持する。抵触の有無は、ロシア連邦の憲法裁判所または最高裁判所がこれを定める。

第 29 章 連邦の首都および国家的シンボル (第 200 条～第 202 条)

第 200 条

- (1) ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。
- (2) モスクワ市は、隣接する州とともに首都管区（圏）を構成する。首都管区の地位は、法律によってこれを定める。

第 201 条

ロシア連邦の国章および国旗の図柄は、その使用の手続は、法律によってこれを定める。

第 202 条

ロシア連邦の国歌は、グリンカ作曲、ペテロフ作詞の「愛国の歌」である。

第 7 編 移行規定

第 1 章 人と市民の権利、自由および義務について

§ 1

- (1) ロシア連邦の国籍は单一である。ロシア連邦の各市民は、ソ連邦の国籍を保持する。
- (2) 権利により（正当に）、ロシア連邦憲法の施行された日に、その領域に常時居住しているソ連邦の市民は、1年以内に地方内務機関に文書をもって、ロシア連邦の国籍を希望しない旨を届け出ない場合、ロシア連邦の市民となる。
- (3) ロシア連邦憲法の施行後1年以内に、ロシア連邦の領域内で生まれるか、または少なくとも両親のいずれかがロシア連邦内で生まれた者の子どもは、ロシア連邦国籍を取得することができる。これらの者は、ロシア連邦内務省またはその機関に、国外に居住する場合にはロシア連邦外務省に、しかるべき申請を行うものとする。
- (4) それ以外の場合には、ロシア連邦の国籍は、ロシア連邦憲法の施行後1年以内に制定されるものとされる法律によって定められる手続にしたがい、これを取得することとなる。

§ 2

ロシア連邦憲法が施行されてから1年以内に、居住地の自由な選択に関する権利の順序立てた実現への移行を規制する法律が採択されなければならない。この移行は、法律の施行後の10年間で完了されなければならない。

§ 3

- (1) 普通身分証明書（パスポート、身分事項証明書等）には、人の法的地位に關係のないような「民族的帰属」の項は含めないものとする。
- (2) 就職の際または国勢調査に關係しないその他の場合に記入するアンケート（質問事項）には、民族的帰属、党籍、大祖国戦争の際の占領地域における滞在に関する諸問題、および人の将来の活動に關係のないその他のデータは、これを含めない。
- (3) 普通身分証明書および古い様式の用紙でのアンケートの新しい用紙が準備されるま

で、前項に掲げる事項は、これを記入しないものとする。これらの事項（欄）を記入するよう¹にという公務員の要請は、行政的過誤であり、法律によりその責任を問うものとする。しかるべき法律が、ロシア連邦憲法の施行後 6 ヶ月以内に制定されなければならない。

第 2 章 社会・経済条項について

§ 4

- (1) 国有財産の一部を私有化する社会的必要があると認める。
- (2) ロシア連邦憲法の施行後 3 ヶ月以内に国有財産の私有化および公有化についての法律が制定されなければならない。
- (3) 私有化が社会的利益に害をもたらすような自然の独占、その他の財産は、国家の所有のままとする。私有化または公有化される国有財産の構成は、法律によってこれを定める。
- (4) 私有化されるべき国有財産の一部をロシア連邦の市民に無償または特別の条件で引き渡すことは正当なものとみなされる。各市民には、こうした財産の分け前を受け取る権利が保証される。市民の間での国有財産の配分手続は、法律によってこれを定める。

§ 5

市場経済への移行期において社会的および経済的安定を保障するために、法律の定める手続により、ロシア連邦議会（最高会議）が実施する、または同盟条約にしたがってソ連邦（共和国同盟）の機関が行う経済契約締結の国家的な規制およびその他の経済活動の制限は、これを認める。

§ 6

ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内に、市場における独占的活動の制限および競争の発展についての法令、ならびに市場インフラの創設および発展の手続を規制するその他の法的アクトが制定されなければならない。

§ 7

同盟条約または共同の信用・通貨政策に関する協定の締結、固有の通貨および信用システムの構築がなされるまでは、ロシア連邦において、ソ連邦（共和国同盟）の通貨および信用システムが機能する。

§ 8

- (1) ロシア連邦の税法典が制定されるまでは、ロシア連邦の法律の定める例外および補正を含む連邦税法がその機能を継続する。
- (2) ロシア連邦の国家予算から、同盟条約の定める手続と範囲において、条約が締結されるまではロシア連邦とソ連邦の臨時協定の定める手続と範囲において、ソ連邦の国家予算への繰入れが行われる。

§ 9

ロシア連邦とソ連邦（共和国同盟）の関係が確立するまでの期間、ロシア連邦議会（最高会議）は、その排他的権限の一部をソ連邦最高会議に自発的に移譲することができる。

第 3 章 連邦体制について

§ 10

- (1) 1978 年ロシア共和国憲法にしたがい、ロシア共和国を構成する自治ソビエト社会

主義共和国は、この憲法の施行に伴い、権利においてロシア連邦憲法第4編に定める共和国の地位を有する。

(2) 1978年ロシア共和国憲法にしたがい、ロシア共和国を構成するその他の自治的形成（自治州、自治管区）は、この憲法の施行に伴い、この憲法の第11パラグラフに定める条件および手続にしたがい、共和国の地位を有することができる。

(3) 地域的形成（地方（クライ）、州およびそれらの連合体）は、この憲法に施行に伴い、第11パラグラフに定める条件および手続にしたがい、共和国の地位を有することができる。

(4) 1978年ロシア共和国憲法にしたがい、ロシア共和国を構成する地方（クライ）、州、自治州および自治管区で、この憲法の定める移行期の終了によってその地位の変更のないものは、連邦直轄地域の地位を有する。その地位の最終的な変更の機会は、ロシア連邦憲法第98条がこれを定める。

§ 1 1

(1) 地方（クライ）、州、共和国管轄都市、自治州、自治管区は、それらがこの憲法の定める機能を独立して行使することができる場合、共和国の地位を得ることができる。このことについての決定は、ロシア連邦憲法の施行後3ヶ月以内にレフェレンダムによってこれを採択するものとする。この問題の決定が是とされた場合、自治州、自治管区または行政的形成（地方（クライ）、州）のソビエトは、その旨を宣言し、この時点からロシア連邦憲法第4編に定める地位が共和国のそれに拡大する。

(2) しかるべきソビエトが、レフェレンダムの結果、その当該の国家的形成が共和国の地位に発する義務を履行する状態にないとした場合、当該ソビエトは、ロシア連邦憲法第4編が定める連邦直轄地域の地位を得る。

(3) このパラグラフ1項および2項に定めるレフェレンダムの実施は、地方レフェレンダムについてのロシア共和国の法律を適用してこれを行う。

§ 1 2

(1) この憲法の施行後3ヶ月以内に、ロシア連邦議会（最高会議）は、地方（クライ）、州ソビエトの意見を聞き、法律によって、地域的原則で創設されるロシア連邦を構成する共和国の境界を定める。

(2) 各共和国において、それぞれの地域で選出された地方（クライ）、州ソビエトの代議員は、共和国の立法機関を組織し、速やかに執行権力および裁判権力の共和国機関を形成する。

§ 1 3

共和国憲法が制定されるまで、しかるべき形で、ロシア連邦憲法に抵触しない、自治共和国の憲法、ロシア共和国の自治州、自治地方についての法律ならびに地方（クライ）、州人民代議員ソビエトについての法律の諸規定が適用される。

§ 1 4

ロシア連邦憲法の施行後3年以内は、共和国および連邦直轄地域の境界は、これを変更することはできない。

第4章 国家権力システムについて

§ 1 5

- (1) ロシア連邦憲法の施行により、ロシア共和国人民代議員大会は、3ヶ月以内に、ロシア共和国人民代議員の任期満了前の権限停止およびロシア連邦議会（最高会議）選挙の実施についての決定、またはロシア共和国人民代議員大会のロシア連邦議会（最高会議）への改組についての決定を採択する。
- (2) 後者の場合、ロシア共和国人民代議員は、ロシア連邦議会（最高会議）代議員となる。地域選挙区で選ばれたロシア共和国人民代議員は衆議院を構成する。民族・地域選挙区で選ばれたロシア共和国人民代議員は連邦院を構成する。議会（最高会議）の最初の会期において、両院は、選挙された代議員の半数以上が出席する場合に、決定を採択することができる。
- (3) 議会（最高会議）の最初の会期の間に衆議院の代議員の任期満了前の除籍がある場合、残余期間の新しい代議員の選挙は行わず、その選挙区の地域は一定の選挙区の地域へ編入する。このことについての決定は、衆議院がこれを採択する。
- (4) 代議員資格と他のいかなる職務への従事との併任の禁止についてのロシア連邦憲法の規定は、憲法施行後に効力を有する基準にしたがい、議会（最高会議）の最初の招集（会期）においても、これを適用する。
- (5) 第2会期の議会選挙は、1994年3月にこれを予定する。

§ 1 6

- (1) ロシア連邦の大統領および副大統領の選挙は、ロシア連邦憲法の施行後3ヶ月以内にこれを実施することとする。ロシア連邦の大統領および副大統領の選挙についての法律は、ロシア連邦憲法の施行後1ヶ月以内にこれを採択しなければならない。
- (2) ロシア連邦の最初の大統領が就任するまでは、ロシア共和国最高会議議長が、副大統領はロシア共和国最高会議第1副議長がそれぞれその職務を遂行する。議会（最高会議）の代議員がロシア連邦の大統領または副大統領が選挙された場合、その代議員資格は停止する。

§ 1 7

- (1) 同盟条約の問題が決定されるまでは、ロシア連邦は、軍の創設および維持の権利をソ連邦に移譲する。ロシア連邦は、大統領の提案により議会（最高会議）が任命する代表を通して軍の機構および員数の決定、軍事ドクトリンおよび軍編成の基本方向の策定、防衛予算の割当および軍の物的・技術保障計画（装備計画）の策定に参加する。
- (2) ソ連邦の軍、内務機関および国家保安機関に勤務するロシア連邦市民は、ロシア連邦の法律によって、ロシア連邦の軍事およびそれに準ずる職にある者のために定めることのできる保証および特典の権利を有する。

第5章 裁判権力について

§ 1 8

- (1) 「裁判権力」、「検察機関および捜査取調委員会」の章は、最高裁判所、憲法裁判所、ロシア連邦のその他の裁判所、検察機関、捜査取調委員会についての法律、ならびにこれらの章に含まれる規範の実現を保障するその他の法律の制定を含む司法改革の実現の程度に応じて段階的にこれを施行するものとする。

- (2) 司法改革実施の期間および手続は、ロシア連邦議会（最高会議）がこれを定める。
- (3) この憲法の施行の日に効力のあるロシア共和国の法令にしたがって選ばれたロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、この憲法の定める手続で裁判官が任命されるまでその権限を保持する。

§ 19

(1) ロシア連邦における司法改革が達成されるまでの間、ロシア連邦検事総長およびその統括下にある検事は、連邦の領域で効力を有する法律およびロシア連邦が批准した国際法上の法的アクトを、ロシア連邦の立法権力および裁判権力の諸機関を除くすべての機関、社会団体、公務員および市民によって一律に執行および適用されるよう、法律の定める形態および手続により、監督を行う。

(2) ロシア共和国の検事総長は、議会の同意を得て大統領が任命するロシア連邦検事総長の地位を保持する。検事総長代理は、議会の同意を得て、これを任命し、解任する。

(3) ロシア連邦検事総長は、大統領がこれを解任する。

(4) その他の検事は、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、解任する。

§ 20

ロシア連邦の国家仲裁機関の裁判についての法律が制定されるまでは、最高仲裁裁判所が、国家機関の間の経済紛争の審理についてその権限を保持し、ロシア連邦の法令にしたがって活動する。（意訳）

第 6 章 ロシア連邦の法令について

§ 21

(1) ロシア連邦憲法の施行後 5 年以内に、すべての連邦、共和国および地方の規範的アクトが、その内容および形態において憲法の諸規範との抵触をなくすために点検されなければならない。それまでは、これらの諸アクトは、ロシア連邦憲法に抵触しない限りでその効力を継続するものとする。

(2) ロシア連邦憲法において言及されている法律は、その施行後 1 年以内にこれを制定し、または見直しを行わなければならない。憲法において言及されている法律のいづれかが制定されない場合、裁判所、公務員（役職者）、市民は、憲法の制定時に効力を有していた法律に、憲法の諸規定に反しない部分において従うものとする。

(3) 同盟（ソ連邦の）法律およびその他の規範的アクトは、それらがロシア連邦憲法および同盟（ソ連邦）条約に反しない限りでロシア連邦の領域においてその効力を継続する。

(4) この編の 21 パラグラフ 3 項の規定は、ソ連邦の条約にもこれを適用する。しかし、ロシア連邦憲法および新しい同盟条約に反するソ連邦の条約の規定の効力は、ロシア連邦および共和国同盟の条約の改正および破棄のために定める手続によりこれを停止する。それまでは、ソ連邦の条約は、ロシア連邦にとってその効力を全面的に維持する。

*注記（63頁）：

- ・「論拠と事実」に公表された草案をベースに作成。
- ・人民代議員作成の草案、サラトフ草案、最高会議の委員会の改正案、市民の諸提案を考慮したバリエント